

第15号議案

「新しい学校選びフェア」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和4年3月29日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和4年2月24日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人高校生進学支援の会

住所 (所在地) 北海道札幌市北区北21条西8丁目2-20-3階

代表者名 (ふりがな) にしやま あつし
西山 篤史

代表者連絡先 (事務担当者) 札幌市東区北6条東3丁目3-1 LC北6条館4F
株式会社オービィ内 011 (741) 0440
特定非営利活動法人高校生進学支援の会
担当者名 加藤 勝

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名		新しい学校選びフェア
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由		当企画の主な対象者は不登校生・学力に不安を抱える中高生、およびその保護者である。特に、中学校卒業後のわが子の進路選択に不安を抱える保護者に向け、比較的情報量が少ない高等学校通信制課程に関する情報提供が必要であると認識している。そのため、貴会からの後援を得ることで中学校を通じた広報活動を円滑にすべく、中学生の子を持つ保護者に対し社会的信用度を高めたいことが理由である。
実施期間		令和4年6月11日 (土) から 令和4年6月11日 (土) まで (1日間)
実施場所		東京都立産業貿易センター 浜松町館 (港区海岸1-7-1)
事業内容	目的※	不登校、学力不振に悩む中高生や保護者の相談場所の提供および、新たな進路選択の一助となることを目的とする。入学後のミスマッチをなくすために多くの学校情報を得てもらうよう、高校の相談ブース、授業体験ブースを設置。また、希望者には総合相談窓口にて対応。個々の特性にあった進路情報の提供を行う。
	内容	高等学校通信制課程への進学相談および授業体験会、総合相談 (進路相談)
	対象者	東京23区内および近隣市の中高校生・保護者・教員 (参加予定人員 500人)
	参加費	入場無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)		他区教育委員会へ後援名義使用承認申請中
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない		

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名 新しい学校選びフェア

団体名 特定非営利活動法人
高校生進学支援の会

収 入 単 位 : 円		支 出 単 位 : 円	
総合相談担当報酬	100,000	移動交通費	40,000
ミニ講演担当報酬	100,000	配布・講演資料作成費	50,000
		スタッフ飲食代 (昼食・飲料)	10,000
		チラシ制作費	100,000
計	200,000	計	200,000

令和4年2月24日

(備 考)

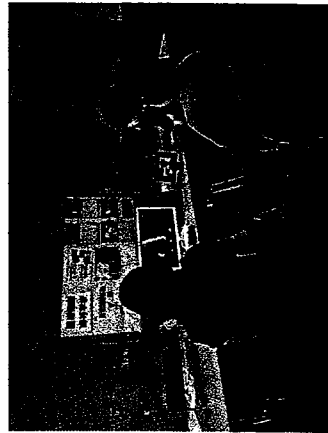
合同進路相談会
新しい学校選びフェア

「楽しく通える高校を見つけよう」

をテーマにした全く新しい合同進路相談会

近年、進路選択の基準は大きく様変わりをし、自分にあった学校を選ぶことに主眼を置く家庭が増加しているように思います。
「通信制高校」「サポート校」「高等専修学校」「特色のある全日制高校」も当然の選択肢として認知される一方で、各々の仕組みや特徴が浸透しきれていないことも課題として挙げられます。

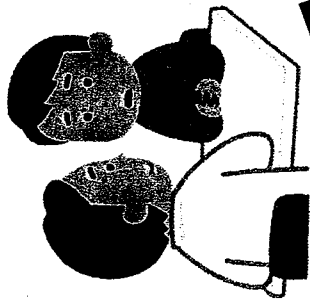
そこで、「新しい学校選びフェア」では、多様化する通信制高校・サポート校等の取り組みや特色をしっかりと理解させ、生徒・保護者に進路の選択肢を広げてもらうことで再スタート(入学)後の「ミスマッチ」をなくすことを目的に、当相談会を開催いたします。



従来型合同進路相談会の課題と弊社の新たな取り組み【体験ブース】

【通常の流れ】

相談会等での相談・面談



(現状)

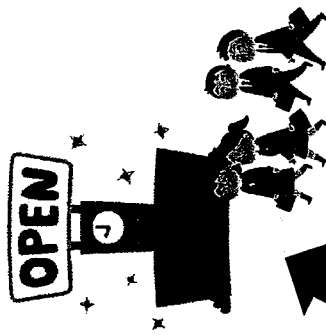
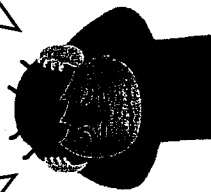
来校までに様々なハードルがあり
足が鈍る参加者もまだまだ多い

外出したくない

めんどうだあ

不安で一杯だ

来校者を増やすためには
ハードルを下げる必要がある



弊会が考えたのは、会場内で各校の学びを体験できる【ブース】

体験ブースの狙い

フェア来場者に体験ブースを通じて
各校の学びに触れてもらうことで、
ミスマッチによる退学の回避を目的
としています

体験ブースのメリット

授業体験により
ワクワク感を得られる

学校の学びを身近に感じることで
安心感の醸成につながる

結果、学校に興味を持ち、理解・納得してから入学するため、退学や再度の不登校を防ぐことが可能に。

体験ブースで可能なこと

進路相談会の役割を「次のステージへ」

新しい学校選びフェアで集客可能な層

従来型相談会の集客層

不登校・ひきこもり・学力不振の
生徒が登校できる学校探し



弊社フェアの集客層

ITやスポーツ、美術・音楽、大学受験等
アクティブな理由で通信制高校を選ぶ層

【体験ブース導入例】



【プログラミング】



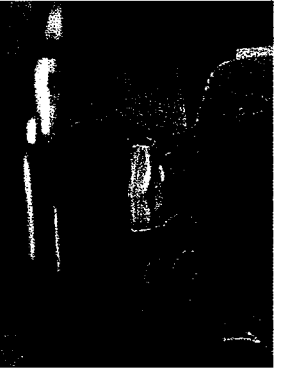
【eスポーツ】



【マイボトル製作】



【ポディージェネレーター】



【手話】

※上記以外にも各校の特色に触れられる体験授業が実施されています。

2022年度

開催日	時間	エリア	会場
5月28日(土)	11:00～15:30	名古屋	名古屋公会堂
5月29日(日)	12:00～16:00	大阪梅田	コングレコベンションセンター
6月11日(土)	12:00～16:00	東京浜松町	都立産業貿易センター浜松町館
6月12日(日)	12:00～16:00	仙台	仙台市中小企業活性化センター [AER]
6月26日(日)	12:00～16:00	札幌	札幌コンベンションセンター
7月30日(土)	12:00～16:00	広島	広島県立広島産業会館(西展示館)
7月31日(日)	12:00～16:00	大阪梅田	コングレコベンションセンター
8月7日(日)	12:00～16:00	札幌	北海道自治労会館
9月11日(日)	12:00～16:00	仙台	仙台市中小企業活性化センター [AER]
10月1日(土)	12:00～16:00	大阪梅田	コングレコベンションセンター
10月10日(月・祝)	12:00～16:00	札幌	札幌コンベンションセンター
11月23日(水・祝)	12:00～16:00	札幌	札幌コンベンションセンター

開催日時について

開催日時、会場は変更になる場合があります。

役員名簿

2022年2月1日現在

氏名	役職	住所
西山 篤史	理事長	札幌市豊平区
西岡 田鶴子	副理事長	尼崎市東灘波町
酒井 龍一	理事	札幌市北区
相田 浩志	監事	札幌市中央区

特定非営利活動法人高校生進学支援の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人高校生進学支援の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市北区北21条西8丁目2-20-3階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中・高校生、保護者に対して、進学についてのイベント等の企画・開催に関する事業、進学についての情報の提供に関する事業及び進学のための相談・支援に関する事業を行い、高校生の進路選択の支援と学術の振興を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高校生を対象とした、進学についてのイベント等の企画・開催に関する事業
 - ② 高校生に対しての、進学についての情報の提供に関する事業
 - ③ 高校生に対しての、進学のための相談・支援に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 会員の除名
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その

日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散 (合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 西山 篤史
副理事長 西岡 環
理事 酒井 龍一
監事 相田 浩志
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 0円
賛助会員 0円
 - (2) 年会費 正会員 0円
賛助会員 個人 0円 団体 一口あたり 50,000円

■新しい学校選びフェア 2021年 動員実績

日時		地域		来場人数		
5月30日	日	仙台	仙台トラストタワー	不明	組	248名
参画校	●飛鳥未来高等学校/飛鳥未来きずな高等学校 ●仙台白百合学園高等学校 ●ヒューマンキャンパス高等学校					
10校	●クラーク記念国際高等学校 ●東北芸術高等専修学校 ●KTCおおぞら高等学院 ●星槎国際高等学校					
	●トライ式高等学院 ●第一学院高等学校 ●N高等学校・S高等学校					

日時		地域		来場人数		
6月6日	日	大阪	梅田クリスタルホール	不明	組	578名
参画校	●KTCおおぞら高等学院 ●ECC学園高等学校 ●ワオ高等学校 ●科学技術学園高等学校大阪分室 ●豊翔高等学院					
20校	●N高等学校・S高等学校 ●飛鳥未来高等学校 ●ヒューマンキャンパス高等学校 ●夢未来高等学院 大阪信愛校					
	●星槎国際高等学校 ●大阪YMCA国際専門学校 表現・コミュニケーション学科 ●学校法人神村学園高等部					
	●クラーク記念国際高等学校 ●学研のサポート校WILL学園 ●スクールプラス高等部 ●YMCA学院高等学校					
	●北星学園余市高等学校					
	【資料参画 (3校)】					
	●鹿島学園高等学校連携施設 大阪中央エミール高等学院 ●鹿島学園/鹿島朝日高等学校連携施設 正化学園高等部					
	●八洲学園高等学校					

日時		地域		来場人数		
6月13日	日	札幌	札幌コンベンションセンター 大ホール	不明	組	409名
参画校	●池上学院高等学校 ●酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校 ●星槎国際高等学校 ●N高等学校・S高等学校					
13校	●第一学院高等学校 ●日本航空高等学校 ●トライ式高等学院 ●札幌自由が丘学園三和高等学校					
	●精華学園高等学校 ●北星学園余市高等学校 ●飛鳥未来高等学校/飛鳥未来きずな高等学校					
	●ヒューマンキャンパス高等学校 ●クラーク記念国際高等学校					

日時		地域		来場人数		
8月1日	日	札幌	ホテルマイステイズ札幌アспен	131	組	275名
参画校	●池上学院高等学校 ●星槎国際高等学校 ●N高等学校・S高等学校 ●クラーク記念国際高等学校 ●第一学院高等学校					
14校	●日本航空高等学校 ●ワオ高等学校 ●小樽明峰高等学校 ●トライ式高等学院 ●ヒューマンキャンパス高等学校					
	●札幌ミュージック&ダンス・放送専門学校 高等課程 ●札幌自由が丘学園三和高等学校 ●北星学園余市高等学校					
	●飛鳥未来高等学校/飛鳥未来きずな高等学校					

日時		地域		来場人数		
9月12日	日	札幌	北海きたえる	121	組	253名
参画校	●池上学院高等学校 ●酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校 ●星槎国際高等学校 ●札幌自由が丘学園三和高等学校					
14校	●クラーク記念国際高等学校 ●日本航空高等学校 ●精華学園高等学校 ●第一学院高等学校 ●北星学園余市高等学校					
	●N高等学校・S高等学校 ●飛鳥未来高等学校/飛鳥未来きずな高等学校 ●札幌科学技術専門学校高等課程					
	●ヒューマンキャンパス高等学校					

日時		地域		来場人数		
9月23日	木・祝	仙台	仙台市中小企業活性化センター	109	組	224名
参画校	●飛鳥未来高等学校/飛鳥未来きずな高等学校 ●ヒューマンキャンパス高等学校 ●クラーク記念国際高等学校					
12校	●東北芸術高等専修学校 ●KTCおおぞら高等学院 ●第一学院高等学校 ●N高等学校・S高等学校 ●ワオ高等学校					
	●さくら国際高等学校/国際高等学院 ●仙台白百合学園高等学校 通信制課程 [エンカレッジコース] ●トライ式高等学院					
	●星槎国際高等学校					

日時		地域		来場人数		
11月21日	日	札幌	ホテルマイステイズ札幌アспен	149	組	308名
参画校	●池上学院高等学校 ●酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校 ●星槎国際高等学校 ●N高等学校・S高等学校					
14校	●クラーク記念国際高等学校 ●第一学院高等学校 ●日本航空高等学校 ●トライ式高等学院 ●北星学園余市高等学校					
	●札幌自由が丘学園三和高等学校 ●飛鳥未来高等学校/飛鳥未来きずな高等学校 ●精華学園高等学校					
	●ワオ高等学校 (オンラインPC)					

※8月1日の札幌会場より予約参加制となったため、それ以前に開催したフェアでは来場人数のみカウントし公式発表しております。

アニメ・声優

IT・ゲーム

不登校対応

大学受験

学力不振

スポーツ部活

音楽・ダンス

デザインイラスト

留学語学

昨年 他会場 4ラシ
(ほぼ同様に作成予定)

にあう高校を見つける進路相談会

新しい学校選びフェア

通信制高校

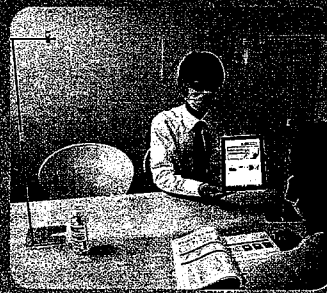
通信制
サポート校

高等専修学校

特徴的な
全日制高校

毎回、さまざまな考えや思いのある生徒・保護者が参加しています！

「目指す職業や夢が決まっている」「基礎からやり直したい」「不登校だけど高校は卒業したい」「バイトをしながら高卒資格をとりたい」「大学受験に力をいれたい」「環境を変えたい」「いじめのない環境で過ごしたい」など、さまざまな思いや考えを持った多くの親子が参加する進路相談会です。感染対策をしっかりと行ったうえで開催いたしますので、この機会にぜひお話しあわせのうえご来場ください。



6/6 [日]

梅田クリスタルホール

大阪市北区中崎西2丁目4-12 梅田センタービル B1階

駐車場有 [有料]

イベント内容

総合相談

[11:30 ~ 12:30 要予約・1組20分]

「通信制高校の仕組みを知りたい」「どの高校に相談すれば良いか知りたい」「どんな学びがあるか知りたい」など、不安や疑問があればまずはこちらにお立ち寄りください。**12:30以降も実施しますが予約制ではないため、混雑時はお並びいただきます。**

進路相談会

[12:00 ~ 16:00 / 予約不要・入退場自由]

主要な通信制高校、サポート校、高等専修学校、特徴的な全日制高校が一堂に会します。各校の特徴を一度に知る貴重な機会です。ぜひ、自分にあう高校をみつけてください。ゆっくり、じっくりと話をすることができますので、安心です。

他には
ない!

授業体験

[12:00 ~ 16:00 / 予約不要・入退場自由]

通信制高校等の学びや取組みに興味がある方はぜひお立ち寄りください。学びに触れることで、その学校の雰囲気や入学後のイメージがしやすくなります。ここでしか体験できない内容です。

コロナウイルス感染防止対策

必ず当イベントの延期・中止の有無を右下のQRコードからご確認のうえご参加ください。

- 必ずマスク着用でご来場ください。
- 相談ブースには飛沫防止シートを設置します。
- 入場前のアルコール消毒にご協力ください。
- 会場内は扉を開放し、可能な限りの換気をおこないます。
- 検温にご協力ください。(37.5℃以上の方の入場をお断りします)
- 混雑した場合、入場制限や整理券の発行を行う場合があります。

主催

特定非営利活動法人

高校生進学支援の会

〒060-0906 札幌市東区北6条東3丁目3-1 LC北6条館4F

お問い合わせ・総合相談の申し込みは

0800-8000-950

[参加申込受付時間] 平日10:00~19:00 ※通話料無料

総合相談の事前申込



新しい学校選びフェア 参加校一覧

■ 通信制高校

■ 高等専修学校

■ 技能連携校/通信制サポート校

■ 全日制高校

飛鳥未来高等学校

N高等学校/S高等学校

科学技術学園高等学校

神村学園高等部

クラーク記念国際高等学校

星槎国際高等学校

ヒューマンキャンパス高等学校

ワオ高等学校

ECC学園高等学校

YMCA学院高等学校

大阪YMCA国際専門学校 高等課程

ECCコンピュータ専門学校高等部

学研のサポート校WILL学園

KTCおおぞら高等学院

スクールプラス高等部

豊翔高等学院

夢未来高等学院 大阪信愛校

北星学園余市高等学校

資料コーナーのみの参加：大阪中央エミール高等学院（鹿島学園高等学校提携） 正化学園高等部（鹿島朝日高等学校提携）

特色ある授業体験コーナー 他のイベントにはない!

飛鳥未来の
授業体験!
レポートチャレンジ!

飛鳥未来高等学校

Let's try
the
lesson

ECC学園高等学校

「自分がじぶん
らしくいるために」
YMCAを体験!

YMCA学院高等学校
大阪YMCA国際専門学校 高等課程

動画でわかる!
クラークの授業と
学校生活!

クラーク記念国際高等学校

「なりたい大人」に
なるために!
プログラミング体験

KTCおおぞら高等学院

体験型
クイズアカデミー
byワオ高校

ワオ高等学校

イラストの
描き方/
AI学習atama+

ヒューマンキャンパス高等学校



総合相談コーナー

〈第一部 11:30~12:30(要予約) 第二部 12:30~終了まで(予約不要)〉

「どんな学校に向いているのかわかりたい」「希望や状態を考慮して学校をピックアップしてほしい」等、毎回多くの相談をいただきます。過去の質問例を掲載しますので参考にしてください。

- Q. 大学受験に強い、実績のある学校を教えてください。
- Q. 不登校が長く、基礎学力がないけど入学できますか。
- Q. 起立性調節障害や発達障害に対応している学校を知りたい。
- Q. 学費が心配。学費はどのくらいかかりますか。
- Q. 今後の進路等、まだ何も考えられない状態で不安です。何から手をつけたら良いですか。
- Q. 高校からの転入・編入の場合、単位はどうなりますか。
- Q. 通えるか不安です。登校ペースはどのくらいでしょうか。
- Q. 「高等学校等就学支援金」の受給対象かどうか知りたい。

1組20分程度となっておりますので予め聞きたい内容(質問)等を1つ、2つ決めてお越しいただくとスムーズです。



総合相談コーナー

当日ご来場が難しい方へ

全国の通信制高校検索サイト

ニュースクをご利用ください

